

事業費補助金調査票(表)

補助金名	桜田多古線バス運行補助金
------	--------------

担当課	市民生活部 交通防犯課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	02	01	09	50 - 01
事業名	路線バス運行支援事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	市単				
補助の種類	事業				

R2実施計画額	4,139	千円
R1 予算額	4,139	千円
H30 決算額	4,139	千円
H29 決算額	3,954	千円
H28 決算額	4,137	千円
H27 決算額	4,159	千円
H26 決算額	3,899	千円

事業の趣旨・目的	路線バス廃止を防止し、地域沿線市民の交通の利便を図るため、多古町と協働して千葉交通に代替バスを運行させ、その運行経費に係る赤字額の一部を補助し、生活バス路線の維持継続を図る。			補助対象者	【補助対象者】 千葉交通株式会社								
	開始年度	平成 9 年度			【補助対象経費】 経常損益の不足額について、成田市・多古町が、走行距離按分に応じて、補助する。								
根拠法令等				経費	【補助率】 運行経費赤字額 × 約47.5% ※本市内の走行距離按分								
					【国県等の補助率】 市単独補助事業のため、国県等の補助なし								
留意事項				補助率	【近隣自治体の補助率】 ・多古町:約52.5%								
					館山日東バス「豊房線」 館山市：南房総市 = 74.3 : 25.7								
決算内訳	平成 30 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	成果指標:利用者数								
		金額	件数		割合	(単位:人)							
	全体事業費	8,717	/		/								
	うち市補助金	4,139	1		47.5%								
	うち国県補助	0	/		0.0%								
	うちその他補助	4,578	/		52.5%								
自己負担	0	/	0.0%										
					<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">数値</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成30年度</td> <td style="text-align: center;">9,867.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成29年度</td> <td style="text-align: center;">7,234.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成28年度</td> <td style="text-align: center;">5,385.0</td> </tr> </table>	年度	数値	平成30年度	9,867.0	平成29年度	7,234.0	平成28年度	5,385.0
年度	数値												
平成30年度	9,867.0												
平成29年度	7,234.0												
平成28年度	5,385.0												

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本施策である、「道路ネットワークと交通環境を整える」に合致し、バス交通の利便性向上に努めている。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	公共交通機関の確保維持は、市民ニーズが高く、高齢化が進む今後においても、必要不可欠な事業である。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の市補助率は1/2以下である	いいえ	本補助は赤字補てんを行うという性質上1/2を超えることはやむを得ないとする。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	いいえ	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	いいえ	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	—	令和元年度中に要綱を策定する。
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	はい	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	利用者数 H28年度: 5,385人、H29年度: 7,234人、H30年度: 9,867人
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	路線沿線には、代替となる公共交通手段がなく、地域住民にとって必要な交通手段となっている。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
課題	・個別の補助金交付要綱の整備又は改正が必要である。		
最終評価	改善		
評価者所見	路線バスは市民にとって必要な交通手段であり、効率的な運営を行っても、自助努力では賄いきれない部分は市が補助する必要がある。補助率は他市事例においても距離按分を行っており、市民ニーズの高い公共交通への支援策であるため、令和元年度中に要綱を策定した上で、今後も補助事業を実施する。		